

平成17年9月28日

答 申

第1 審議会の結論

「平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するもの全て」、「平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの全て」及び「平成12年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」（以下「公文書」という。）について、鳥取県警察本部長が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った処分のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

- (1) 現金出納簿の非開示とした部分のうち、各回分の捜査報償費の受入及び返納に係る月日欄、摘要欄、受高欄、払高欄及び残高欄の記載事項、並びに各回分計に係る摘要欄、受高欄、払高欄及び残高欄の記載事項及び締めに係る印影
- (2) 捜査報償費証拠書中の報償費証拠書綴（表紙）の非開示とした部分のうち、資金前渡年月日及び精算年月日
- (3) 捜査報償費証拠書中の報償費総括表の非開示とした部分のうち、資金前渡額等各金額記載欄の金額
- (4) 捜査報償費証拠書中の報償費支出伺、支払精算書及び報償費交付書兼支払精算書の非開示とした部分のうち、捜査員の勤務課（署・係）名、取扱者欄（平成12年度分は課（署長）欄）、補助者欄（平成12年度分は次席（長）欄）及び出納簿登記欄の印影
- (5) 捜査報償費証拠書中の支払精算書及び報償費交付書兼支払精算書の非開示とした部分のうち、宛名の課（署）長名
- (6) 捜査報償費証拠書中の返納通知書・領収証書に記録された全ての情報

第2 審査請求に至る経緯

平成16年11月29日 公文書開示請求

12月13日 公文書部分開示決定通知

平成17年 2月10日 行政不服審査法第14条の規定による審査請求

第3 実施機関の部分開示決定理由

実施機関が非開示とした部分は、

- (1) 現金出納簿の年月日欄、摘要欄、受高欄、払高欄及び残高欄がわかる部分
- (2) 捜査報償費の表紙のうち、執行月のわかる部分

- (3) 捜査報償費の総括表のうち、金額の部分
  - (4) 捜査報償費の報償費支出伺、報償費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書（捜査諸雑費に限る）
  - (5) 捜査報償費の報償費支出伺、支払精算書、領収書（捜査諸雑費を除くもの）
  - (6) 捜査報償費の返納通知書
  - (7) 警部補以下の警察官の氏名が記載された部分
- であり、その決定理由は以下のとおりである。

(1)～(6)については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、鳥取県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第2項第4号に該当する。

(4)、(5)については、捜査協力者及び情報提供者（以下「捜査協力者等」という。）の氏名が記載されており、捜査情報であると同時に、条例同条同項第2号にも該当する。

(7)については、捜査情報であると同時に、条例同条同項第2号ウ及び条例施行規則第6条第3号（規則改正により、条例施行規則第5条第3号が正しい。）にも該当する。

#### 第4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書によると、概ね以下のとおりである。

##### 1 不正支出隠蔽を目的とする非開示処分は、違法・無効である

本件非開示処分は、以下に述べるとおり、本件捜査報償費の支出が架空かつ不正な支出であることを隠蔽するという、条例が是認する非開示処分の本来の目的以外の目的のために行われたものであり、違法・無効である。

警察内部では、これまでもさまざまな告発や報道により指摘されているとおり、不正経理が常態化し、裏金捻出が恒常的に行われてきた。捜査報償費のほとんどは裏金にまわり、幹部の飲み代や接待費、冠婚葬祭費にまわされている。これは、警察と会計検査院、監査委員とのもたれ合いにより、不正経理が摘発されるはずのない構造が背景にある。

近時、北海道警察における報償費不正支出をはじめ、全国の各警察における犯罪捜査報償費に関する架空経理やカラ出張などの不正経理疑惑が次々と明らかとなってきているが、氷山の一角にすぎない。都道府県警察は、人事、予算のすべての面で警察庁の監督下にある。北海道や静岡などで明るみになった裏金作りの悪習慣から、ひとり鳥取県警のみが免れているということはあるはずがなく、裏金作りは全国の警察の共通現象である。事件発生と一切の相関関係を持たず、毎月全額を使い切っている鳥取県警の捜査報償費の支出状況は、全部裏金にまわっていることの表れに他ならない。

##### 2 文書の記載は虚偽であり、非開示事由には該当しない

条例第9条第2項第4号は、公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断権を尊重し、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるかどうかのみを審理・判断すべきだという趣旨と解されている。しかし、非開示事由として「相当の理由」の存在を要求しているのであるから、「裁量権の逸脱・濫用」だけでなく、開示拒否の根拠が具体的に示されているかどうかをきちんと審査すべきであり、公安

委員会又は警察本部長の判断に合理的な疑問がありさえすれば、いつでも「相当の理由」がなかったと判断する余地が残されているというべきである。

「相当の理由」についての主張立証責任は、これを当該文書の内容を知りえない請求人に負わせることは事実上不可能であることから、実施機関にあると解すべきである。

「相当の理由」の有無の判断基準としては、非公開情報が未だ公知の事実でないこと、非公開とすべき必要性があること、文書に記載されている行為が適法であることの3つの要件を充足することが必要であるところ、本件対象文書に記載された捜査報償費の支出は架空かつ不正なものであり、  
、  
の要件を満たさない。したがって、第4号の非開示事由には該当しない。

以上のとおり、本件非開示処分は違法であり、条例第9条第2項第4号、第2号、第2号ウの非開示事由の該当性も認められないことから、その取消しを求める。

## 第5 実施機関の主張

実施機関の主張は、理由説明書の記載並びに意見陳述によると、概ね以下のとおりである。

- 1 警察本部長は、条例の実施機関となって以降、本件審査請求に係る公文書開示請求はもちろんのこと、すべての公文書開示請求に対する決定に当たって、常に条例の趣旨を十分踏まえた上で、条例及び関係規程に基づき、厳格に開示、非開示の判断を行っている。これは、以下の処分理由を見れば明らかである。したがって、本来の目的以外の目的のためになされた処分であるとする請求人の主張は失当である。
- 2 本件審査請求の対象となった文書は、現金出納簿及び証拠書類であり、捜査報償費の個々の執行の過程において作成又は取得した文書である。

「現金出納簿」は、捜査報償費の日々の出納状況を記載する書類であり、非開示とした部分に記載されている情報は、毎月ごとの受入額や残高のほか、特定の事件名、当該事件を担当する捜査員の官職・氏名、捜査活動に必要な経費に充てさせるため、捜査員に概算交付する現金の交付額や当該経費の支払精算に伴う返納額等が記載されているものであり、捜査に密接に関連し、個々の捜査員の活動状況をはじめ、当該所属における当該月の捜査活動そのものを反映しているものである。

これらの情報を公にすれば、当該所属の個別の執行状況や金額・件数の変動状況と、発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び被疑者等の事件関係者が知り得る情報とを比較・分析することにより、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれがあるとともに、その進展状況が推察されるおそれがあり、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがある。よって、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

また、証拠書類に編綴される書類には、捜査報償費の支払年月日、捜査員の所属・官職・氏名、捜査報償費の支払いの相手方及び支払金額、捜査報償費の支払事由（事件名、捜査目的、捜査活動場所等）等個別の捜査活動に伴う情報が記載されている。

これらの情報は、捜査活動の実態を費用面から具体的に表すものであり、個々の執行に関する情報は、それ自体が捜査に関する情報であるばかりではなく、これを一連のものとして精査した場合、事件ごとの捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況といっ

た各種の捜査に係る情報を反映するものである。

このため、被疑者等の事件関係者がこれらの情報を入手した場合、報道等の情報や被疑者等の事件関係者のみが知り得る特殊な情報とを比較・分析することにより、具体的に捜査の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがある。また、既に捜査が終了した事件に関する情報についても、これらの情報を公にすることにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、将来において捜査手法等に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれがある。

このほか、証拠書類には、捜査協力者等の個人情報に記載されており、これらの情報が公にされると、個人が特定又は推認され、関係者のプライバシーが侵害されたり、被疑者等の事件関係者やその所属する組織から、これらの者やその家族に圧力や報復攻撃が加えられることが予想される。特に、情報提供者については、捜査員との信頼関係において、自らに関する情報が完全に秘匿されるものとの前提の下に、情報提供等の捜査協力をしているものであり、こうした不安を感じることとなれば、以後の協力を得られなくなり、捜査活動に大きな支障を及ぼす。

よって、本件情報は、条例第9条第2項第2号及び同項第4号に該当する。また、警部補以下の職員氏名は、条例第9条第2項第2号ウに基づき定める規則に定める職員の氏名に該当する。

## 第6 本件審査請求審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 3月 4日	諮問書の受理
4月 8日	実施機関から理由説明書提出
5月24日	実施機関の意見陳述・審議
6月14日	実施機関の意見陳述・審議
8月 1日	実施機関の意見陳述・審議
8月31日	審議
9月28日	答申

## 第7 審議会の判断

審議会は、上記審議を経て諮問案件を検討した結果、次のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成12年度及び15年度における警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類である。実施機関は、請求人に確認の上、財務会計帳票として、各年度における各所属課の現金出納簿を、支出証拠書類として、同じく報償費証拠書類（表紙）、報償費総括表、報償費支出伺、支払精算書、報償費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書及び返納通知書・領収証書を対象公文書として特定し、第3に述べたところにより、部分開示決定を行

ったものである。

なお、請求人は15年度分について、捜査諸雑費に関するものとそれを除くものとを分けて開示請求を行っているが、実施機関は捜査諸雑費とそれ以外とを分けた会計処理を行っていないため、15年度分の2つの開示請求に対して同じ内容の部分開示決定を行っている。

以下、実施機関の行った部分開示決定処分について、非開示事由に該当するか否かを検討する。

## 2 非開示事由該当性について

### (1) 捜査報償費の支出が架空かつ不正な支出であるとの主張について

請求人は、捜査報償費の支出は架空かつ不正なものであり、本件公文書の記載は虚偽であり、非開示事由に該当しないと主張する。

確かに、捜査報償費の支出が明らかに架空かつ不正なものであり、本件公文書が虚偽文書として法的保護に値しないものであれば、非開示情報として保護する必要はないと考えられる。しかし、本件においては、請求人は、他の都道府県警察における不正な経理を疑わせる事例を多数引用するものの、本県警察本部において不正な経理が行われ、本件公文書が虚偽だとする具体的な証拠は示されておらず、本件公文書を虚偽であると推認することはできない。また、請求人から具体的な証拠が示されない以上、当審議会として踏み込んで調査し、真偽を判断する必要性はない。

### (2) 条例第9条第2項第4号該当性について

本件部分開示処分は、当該非開示情報が、いずれも、条例第9条第2項第4号に該当することを根拠としている。そこで、以下、対象文書ごとに、同号に該当するか否かを検討する。

#### ア 判断基準

条例第9条第2項第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、公開しないことを定めたものである。「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」との規定は、こうした情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、審議会は、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するとの趣旨である。

#### イ 現金出納簿について

現金出納簿は、現金経理である捜査報償費について、受入と支出の明細を明らかにするために記載する文書であり、当該文書には、「月日」欄に収入及び支払の月日が、「摘要」欄に具体的な事件名、捜査員の官職・氏名等が、「受高」欄に受入金額及びその回（原則として月単位である。以下同じ。）分計額・返納額が、「払高」欄に個別の支払額及びその回分計額が、「残高」欄に個別の支払後の差引残高及びその回分計額の差引残高が記録されている。

各回分の捜査報償費の受入及び返納に係る月日欄、摘要欄、受高欄、払高欄及び残高欄の記載事項、並びに各回分計に係る摘要欄、受高欄、払高欄及び残高欄の記載事項及び締めに係る印影については、各課別の捜査報償費の支出入額（各回合計額ベース）の推移が、当該課の捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、その増減の状況から、特定の事件の捜査状況が把握され、被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等を図るおそれがあるとまで認めることはできない。よって、条例第9条第2項第4号に該当しない。

その他の情報については、公にすることで、当該課の個別の執行状況と報道等の情報及び被疑者等の事件関係者が知り得る情報とを比較・分析することにより、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれを否定することはできず、条例第9条第2項第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

また、既に捜査が終了した事件に関する情報についても、これらの情報を公にすることにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、将来において捜査手法等に依じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれを否定することはできないことから、条例第9条第2項第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。このことは、現金出納簿だけでなく、以下のオ～ケの各書類において、既に捜査が終了した事件に関する情報が記述されている場合にもあてはまる。

#### ウ 報償費証拠書綴（表紙）について

報償費証拠書綴は、証拠書類の表紙の部分であり、各回ごとに、捜査報償費が当該課（署）に資金前渡された年月日及び精算の年月日が記録されている。

月によっては、捜査報償費が全く資金前渡されない月もあることから、当該年月日の開示により、当該月における当該課の捜査活動の状況をある程度反映していると考えられるが、資金前渡の有無から、特定の事件の捜査状況が把握され、被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等を図るおそれがあるとまで認めることはできない。よって、条例第9条第2項第4号に該当しない。

#### エ 報償費総括表について

捜査費総括表は、各回分ごとに、受入と支出を総括して記載しているものであり、各回ごとの資金前渡額、支払額、各回ごとに返納又は追給が生じた場合のその金額が記録されている。

これらの情報については、当該回に係る月における当該課の捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、その増減の状況から、特定の事件の捜査状況が把握され、被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等を図るおそれがあるとまで認めることはできない。よって、条例第9条第2項第4号に該当しない。

#### オ 報償費支出伺について

捜査費支出伺は、取扱者が捜査員に捜査報償費を交付する際に作成する文書であり、当該文書には、取扱者欄（平成12年度分は課（署長）欄）、補助者欄（平成12年度分は次席（長）欄）及び出納簿登記欄の印影、作成年月日、支出額、

捜査員の勤務課（署）名・官職・氏名、交付額、支出事由、交付年月日が記録されている。平成12年度の様式には、さらに、捜査員が現実に捜査報償費を受領した段階で領収年月日を記入し領収印を押印する欄が設けられている。

これらの情報のうち、取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影は、警部以上の職にある捜査員でない警察職員が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められる。これを開示することで犯罪捜査等に支障が及ぶことは考えられず、条例第9条第2項第4号に該当しない。

また、捜査員の勤務課（署）名についても、本件開示請求が課（署）名を特定して行われていることから、開示は当然のことであって、これを開示することによる支障は考えられず、同号に該当しない。

その他の情報については、いずれも個別の捜査活動に関する情報であり、公にすることで、当該所属の個別の執行状況と報道等の情報及び被疑者等の事件関係者が知り得る情報とを比較・分析することにより、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれを否定することはできず、条例第9条第2項第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

#### カ 支払精算書

支払精算書は、捜査員が取扱者に自らが執行した捜査報償費の精算をするために提出する文書であり、当該文書には、取扱者欄（平成12年度分は課（署長）欄）、補助者欄（平成12年度分は次席（長）欄）及び出納簿登記欄の印影、作成年月日、支払精算の宛名、捜査員の勤務課（署）名・官職・氏名・印影、捜査報償費の受領年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、支払年月日、支払事由、支払金額、返納・不足の別、返納・支出の別、返納額・不足額の別、返納・領収の別、領収等年月日、領収印、「領収書を徴することができなかつた理由は、支払事由欄記載のとおり相違ないことを確認する」欄の記名押印が記録されている。平成12年度の様式には、さらに、支払額内訳として債主名及び備考の欄並びに精算の結果不足額又は返納額の別に金額を記入する欄が設けられている。

これらの情報のうち、取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影は、警部以上の職にある捜査員でない警察職員が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められる。これを開示することで犯罪捜査等に支障が及ぶことは考えられず、条例第9条第2項第4号に該当しない。

また、捜査員の勤務課（署）名及び宛名である所属長名（警部以上の職にある捜査員でない警察職員に該当する。）についても、本件開示請求が課署名を特定して行われていることから、開示は当然のことであって、これを開示することによる支障は考えられず、同号に該当しない。

その他の情報については、いずれも個別の捜査活動に関する情報であり、公にすることで、当該所属の個別の執行状況と報道等の情報及び被疑者等の事件関係者が知り得る情報とを比較・分析することにより、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれを否定することはでき

ない。また、これらの情報には、犯罪協力者等を特定する情報も含まれており、公にすると、捜査協力者等やその家族等が被疑者等の事件関係者やその所属する組織から報復や攻撃を受けるおそれがあり、また、捜査協力者等がその不安を感じる事となれば、以後の協力を得られなくなり、捜査活動に大きな支障を及ぼすおそれがある。したがって、条例第9条第2項第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

なお、領収書を徴することができなかつた理由が支払事由欄に記載されたとおりであることを確認する記名押印欄には、領収書を徴することができなかつた場合には、捜査員でない当該所属課長の記名押印がなされるが、領収書を徴することができたか否かという情報自体が、情報提供者又は捜査協力者等の特定に資する情報であることから、条例第9条第2項第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

#### キ 報償費交付書兼支払精算書

報償費交付書兼支払精算書は、取扱者が捜査員に捜査諸雑費を交付する際に作成するとともに、その精算書を兼ねた文書であり、当該文書には、捜査諸雑費の中間交付者である捜査員から個別の捜査員に交付する時点で、交付を受ける捜査員の官職・氏名、交付年月日、交付額が記載されるとともに、これを精算する時点で、捜査諸雑費の実際の支払額、返納額、確認印が記録されている。このほかに、取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影、作成年月日、報償費交付及び支払精算の宛名、中間交付者である捜査員の勤務課(署)名・官職・氏名・印影、捜査報償費の受領年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額が記録されている。

これらの情報のうち、取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影は、警部以上の職にある捜査員でない警察職員が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められる。これを開示することで犯罪捜査等に支障が及ぶことは考えられず、条例第9条第2項第4号に該当しない。

また、捜査員の勤務課(署)名及び宛名である所属長名(警部以上の職にある捜査員でない警察職員に該当する。)についても、本件開示請求が課署名を特定して行われていることから、開示は当然のことであって、これを開示することによる支障は考えられず、同号に該当しない。

その他の情報については、捜査体制等からその担当する事件を特定できる場合があり、公にすることで、当該所属の個別の執行状況と報道等の情報及び被疑者等の事件関係者が知り得る情報とを比較・分析することにより、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれを否定することはできず、条例第9条第2項第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

#### ク 支払伝票

支払伝票は、個々の捜査員が自らが執行した捜査諸雑費についてその個別の執行内容を明らかにして精算を行うための文書であり、報償費交付書兼支払精算書に添付されるものである。当該文書には、捜査諸雑費の個別の支払いについて、

作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影、支払年月日、金額、支払先、支払事由が記録されている。

これらはいずれも個別の捜査活動に関する情報であり、これらを公にすると、捜査の時期、捜査協力者等と接触した月日や場所、捜査体制等を推測することが可能となり、当該所属の個別の執行状況と報道等の情報及び被疑者等の事件関係者が知り得る情報とを比較・分析することにより、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれを否定することはできない。また、これらの情報には、犯罪協力者等を特定する情報も含まれており、公にすると、捜査協力者等やその家族等が被疑者等の事件関係者やその所属する組織から報復や攻撃を受けるおそれがあり、また、捜査協力者等がその不安を感じる事となれば、以後の協力を得られなくなり、捜査活動に大きな支障を及ぼすおそれがある。したがって、条例第9条第2項第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

#### ケ 領収書

領収書は、捜査報償費の個別の執行の過程において作成、取得された文書であり、支払事実を証明するために精算書類に添付されるものである。当該文書には、個々の支払を領収年月日、宛名となる捜査員の氏名、受領金額、受領者の住所、氏名及び印影が記録されている。

これらはいずれも個別の捜査活動に関する情報であり、これらを公にすると、捜査の時期、捜査協力者等と接触した月日や場所等を推測することが可能となり、当該所属の個別の執行状況と報道等の情報及び被疑者等の事件関係者が知り得る情報とを比較・分析することにより、当該所属の捜査活動の実態が明らかとなるおそれ、その進展状況が推察されるおそれ、ひいては被疑者等の事件関係者が、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれを否定することはできない。また、これらの情報には、犯罪協力者等を特定する情報も含まれており、公にすると、捜査協力者等やその家族等が被疑者等の事件関係者やその所属する組織から報復や攻撃を受けるおそれがあり、また、捜査協力者等がその不安を感じる事となれば、以後の協力を得られなくなり、捜査活動に大きな支障を及ぼすおそれがある。したがって、条例第9条第2項第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

#### コ 返納通知書・領収証書

返納通知書・領収証書は、各回ごとに捜査報償費に残金がある場合に、本県知事が資金前渡受領者に対して返納を命じ、かつその領収を証する文書であり、当該文書には、資金前渡受領者の所属と氏名、各回ごとの返納金額、返納期限、調定年月日、返納命令者（知事）名、領収日付印が記録されている。

これらの情報のうち、資金前渡受領者の所属と氏名は、捜査員ではない当該所属課長名であり、これを開示することで犯罪捜査等に支障が及ぶことは考えられず、条例第9条第2項第4号に該当しない。

また、各回ごとの返納金額をはじめ、その他の情報については、当該課の捜査

活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、その増減の状況から、特定の事件の捜査状況が把握され、被疑者等が逃亡又は証拠隠滅等を図るおそれがあるとまで認めることはできない。よって、同号に該当しない。

(3) 条例第9条第2項第2号該当性

本件部分開示処分のうち、捜査協力者等の氏名・住所並びに警部補及び相当職以下の職にある警察職員の氏名については、捜査情報として条例第9条第2項第4号に該当するとともに、同項第2号に該当することも根拠としている。そこで、以下、第2号に該当するか否かを検討する。

ア 捜査協力者等の氏名・住所

条例第9条第2項第2号本文では、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものについては開示しないこととしており、本件支払伝票や領収書等に記録されている捜査協力者等の氏名及び住所を同号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 警部補及び相当職以下の職にある警察職員の氏名

条例第9条第2項第2号ウに基づき、鳥取県情報公開条例施行規則第5条第3号により、警部補及び相当職以下の職にある警察職員の氏名を非開示と定めており、本件現金出納簿や報償費支出同等に記録された警部補以下の職にある捜査員の警察職員の氏名を同規則第5条第3号を根拠に非開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。